

# 平成30年第2回足寄町議会定例会議事録（第3号）

平成30年6月15日（金曜日）

## ◎出席議員（13名）

1番 熊澤芳潔君	2番 榊原深雪君
3番 多治見亮一君	4番 木村明雄君
5番 川上初太郎君	6番 前田秀夫君
7番 田利正文君	8番 高道洋子君
9番 高橋健一君	10番 星孝道君
11番 高橋秀樹君	12番 井脇昌美君
13番 吉田敏男君	

## ◎欠席議員（0名）

## ◎法第121条の規定による説明のための出席者

足寄町長	安久津勝彦君
足寄町教育委員会教育長	藤代和昭君
足寄町農業委員会会長	齋藤陽敬君
足寄町代表監査委員	川村浩昭君

## ◎足寄町長の委任を受けて説明のため出席した者

副町長	渡辺俊一君
総務課長	大野雅司君
福祉課長	丸山晃徳君
住民課長	松野孝君
経済課長	村田善映君
建設課長	増田徹君
国民健康保険病院事務長	川島英明君
会計管理者	佐々木雅宏君
消防課長	大竹口孝幸君

## ◎教育委員会教育長の委任を受けて説明のため出席した者

教育次長	沼田聡君
------	------

## ◎農業委員会会長の委任を受けて説明のため出席した者

農業委員会事務局長	上田利浩君
-----------	-------

## ◎職務のため出席した議会事務局職員

事務局長	櫻井保志君
事務局次長	横田晋一君
総務担当主査	西岡潤君

◎議事日程

- 日程第 1 議案第69号 平成30年度足寄町一般会計補正予算(第2号) < P 3 ~ P 2 6 >
- 日程第 2 議案第70号 平成30年度足寄町簡易水道特別会計補正予算(第1号) < P 3 ~ P 2 6 >
- 日程第 3 議案第71号 平成30年度足寄町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号) < P 3 ~ P 2 6 >
- 日程第 4 議案第72号 平成30年度足寄町足寄都市計画足寄市街地区土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号) < P 3 ~ P 2 6 >
- 追加日程第 1 議案第73号 足寄小学校大規模改修(建具)工事請負契約について < P 2 6 ~ P 2 7 >
- 追加日程第 2 決議案第1号 議会のあり方調査特別委員会の設置に関する決議 < P 2 7 >
- 追加日程第 3 意見書案第1号 北海道主要基幹農作物種子条例の制定に関する意見書 < P 2 7 ~ P 2 8 >
- 追加日程第 4 請願第2号 空き地及び空き家を適正に管理することの請願書 < P 2 8 >
- 追加日程第 5 講師派遣の件 < P 2 8 >
- 追加日程第 6 所管事務調査期限の延期について(総務産業常任委員会・文教厚生常任委員会) < P 2 8 >
- 追加日程第 7 閉会中継続調査申出書(総務産業常任委員会・広報広聴常任委員会・議会運営委員会) < P 2 8 ~ P 2 9 >

午前10時00分 開会

### ◎ 開議宣告

○議長（吉田敏男君） 皆さん、おはようございます。

全員の出席であります。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

### ◎ 議運結果報告

○議長（吉田敏男君） 議会運営委員会委員長から、会議の結果の報告を願います。

議会運営委員会委員長 榊原深雪君。

○議会運営委員会委員長（榊原深雪君） 昨日開催されました第2回定例会に伴う議会運営委員会の協議の結果を報告します。

本日は、最初に議案第69号から議案第72号までの平成30年度補正予算の提案説明を受けた後、即決で審議いたします。

以上で、報告を終わらせていただきます。

○議長（吉田敏男君） これにて、議会運営委員会委員長の報告を終わります。

ここで、暫時休憩をいたします。

休憩中に表彰状の伝達を行います。

午前10時01分 休憩

午前10時04分 再開

○議長（吉田敏男君） 休憩を閉じ、会議を再開をいたします。

### ◎ 議案第69号から議案第72号まで

○議長（吉田敏男君） 日程第1 議案第69号平成30年度足寄町一般会計補正予算（第2号）から日程第4 議案第72号平成30年度足寄町足寄都市計画足寄市街地区土地地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）までの4件を一括議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長 安久津勝彦君。

○町長（安久津勝彦君） ただいま、議題となりました議案第69号平成30年度足寄町

一般会計補正予算（第2号）から議案第72号平成30年度足寄町足寄都市計画足寄市街地区土地地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）まで、一括提案理由の御説明を申し上げます。

補正予算つづり1ページをお願いいたします。

議案第69号平成30年度足寄町一般会計補正予算（第2号）について、御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5億2,719万7,000円を追加をし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ107億3,803万1,000円とするものでございます。

歳出の主なものから御説明を申し上げます。

12ページをお願いいたします。

12ページ、第2款総務費、第1項総務管理費、第8目財産管理費、第13節委託料におきまして、（仮称）芽登集落センター基本設計業務といたしまして533万8,000円を計上をいたしました。

なお、この委託業務の中で、かねてから芽登郵便局、これ建設されてから相当年数がたっておりまして、議長ともども郵政株式会社のほうに建てかえの要請に上がっていたところでもありますけれども、正直言って色よい返事がいただいております。で、この改修にあわせて先方のほうに、この集落センター、仮称でありますけれども、集落センターの中に郵便局入ることはできないかという、こういう打診も進めております。まだ確定ではございませんけれども、前向きな回答をいただいておりますから、この設計業務の中で最終的な、入っていただけるとしたら面積も含めて、あるいは郵便局ですから、構造のことも含めてこの委託業務の中で整理をかけて、何とかこの中に入らせていただいて、これ入っていただけるということは、裏を返せば芽登郵便局の存続、継続にもつながるということでもありますから、何とか実現に向けて努

力をしていきたいという、このあわせてそういう兼ね合いもあるということで御承知おきをいただきたいというふうに思います。

次に、14ページをお願いをいたします。

14ページ、第3款民生費、第2項老人福祉費、第7目高齢者等複合施設運営費におきまして、認知症高齢者グループホーム整備事業といたしまして、委託料、工事請負費など合わせて1億7,366万1,000円を計上いたしました。

この件につきましては、昨日も高橋健一議員からも質問ありましたけれども、本来であれば当初予算で計上すべきところでありましたけれども、やはり人材確保の面でちょっと不安な部分もあったということで、見合わせていたわけでありまして、昨日も答弁の中でお答えしたとおり、では、人がそろわないと着工しないのかということ、これはもうある意味私ちょっと決断をさせていただきました。当然これから先も新しい新卒者の人材確保も含めて最大限努力をしながら、来年の4月オープンに向けて、着工したいということで予算提案をさせていただいたということでございますので、御理解いただきたいというふうに思います。

次に、16ページをお願いをいたします。

16ページ、第4款衛生費、第3項水道費、第1目水道費、第28節操出金におきまして、簡易水道特別会計操出金を840万円減額をいたしました。

次に、第6款農林水産業費、第1項農業費、第3目農業振興費、第15節工事請負費におきまして、新町温泉付随ガス利用設備整備工事といたしまして1億2,625万2,000円を計上をいたしました。この件につきましては、この間議会にも逐次報告をしていたところでありまして、ケアハウスの温泉、これケアハウスに実質使用しているのはおおよそ3分の1程度の利用しかしてないということ、それとあわせて、温泉ですからガスが付随しているということで、この間調査をしていたところでありましてけれど

も、この温泉を国道を横断をして今農協のほうでイチゴの栽培に手がけているわけでありましてけれども、ここまで温泉を引っ張って、そしてそこでガスを分離をして、コージェネ発電、この施設で賄える、100%賄えるかどうかというのはちょっと足りないかもしれませんが、そこで発電をして、そこで消費をするというようなことで、一定の方向づけができましたので、今回予算計上をさせていただいたということでございます。

既にこの事業につきましては、環境省の補助金を得べく補助申請もしているということでございます。

次に、第19節負担金、補助及び交付金におきまして、有害獣エゾシカ防除施設復旧事業補助金といたしまして1,530万円を計上をいたしました。これはさきの3月9日の雨、あるいは川での氷の流れたことによる鹿柵の被害に対する復旧補助金ということでございます。

次に、第7目営農用水道等費、第15節工事請負費におきまして、西足寄地区専用水道配水管敷設がえ工事といたしまして797万5,000円を計上をいたしました。

18ページをお願いいたします。

18ページ、第7款商工費、第1項商工費、第3目観光費、第15節工事請負費におきまして、雌阿寒温泉ガス対策工事といたしまして3,123万2,000円を計上をいたしました。この件に関しましても、この間逐次議会のほうに報告をさせていただいているところでありまして、この間北見工業大学のほうにこの対策について、おおよそ1年ちょっとをかけて試験を実施していただいていたところでありまして、この対策工事の中身につきましてもほぼかたまりましたので、今回予算計上をさせていただいたということでございます。

次に、第8款土木費、第2項道路橋梁費、第1目道路維持費、第15節工事請負費におきまして、町道補修工事といたしまして1,800万円を計上をいたしました。

第2目道路管理費、第15節工事請負費におきまして、防犯灯整備工事といたしまして2,025万円を計上いたしました。

第5目道路新設改良費、第15節工事請負費におきまして、大誉地市街通整備工事といたしまして929万9,000円を計上いたしました。

第4項都市計画費、第1目都市計画総務費、第15節工事請負費におきまして、三笠通駐車場フェンス更新工事といたしまして288万4,000円を計上をいたしました。

20ページをお願いいたします。

20ページ、第5目公園事業費におきまして、里見が丘公園整備事業といたしまして委託料、工事請負費合わせて3,600万円を計上をいたしました。

第5項住宅費、第2目住宅建設費、第13節委託料におきまして、はるにれ団地CLT棟整備調査業務といたしまして496万8,000円を計上をいたしました。

第9款消防費、第1項消防費、第1目消防費、第15節工事請負費におきまして、消防庁舎訓練塔バルコニー解体撤去工事といたしまして350万3,000円を計上をいたしました。

22ページをお願いいたします。

22ページ、第10款教育費、第2項小学校費、第3目学校建設費、第15節工事請負費におきまして、足寄小学校教員住宅新築工事といたしまして5,700万3,000円を計上いたしました。

第3項中学校費、第3目学校建設費、第15節工事請負費におきまして、足寄中学校教員住宅解体工事といたしまして232万2,000円を計上をいたしました。

以上で歳出を終わり、次に歳入について御説明申し上げます。

8ページにお戻りください。

8ページ、第14款国庫支出金、第15款道支出金におきまして、それぞれ事業費見合いの補助金、委託金を計上をいたしております。

第18款繰入金、第1項基金繰入金におきまして、財政調整基金繰入金1億2,670万5,000円を計上いたしました。

10ページをお願いいたします。

10ページ、第21款町債、第1項町債におきまして、辺地対策事業債6,110万円、過疎対策事業債1億9,230万円を計上いたしました。

以上が歳入の主な事項でございます。

4ページにお戻りください。

4ページ、第2表、債務負担行為補正、追加1件、第3表、地方債補正、変更2件をお願いしてございます。

以上で、平成30年度足寄町一般会計補正予算（第2号）についての説明を終わります。

次に、特別会計について御説明を申し上げます。

25ページをお願いいたします。

25ページ、議案第70号平成30年度足寄町簡易水道特別会計補正予算（第1号）について御説明を申し上げます。

歳入において財源調整を行ったもので、歳入歳出予算の総額に変更はございません。

26ページをお願いいたします。

26ページ、第2表におきまして地方債補正、変更1件をお願いしてございます。

次に、33ページをお願いいたします。

33ページ、議案第71号平成30年度足寄町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、御説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ324万円を追加をし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億3,896万8,000円とするものでございます。

歳入歳出の内容につきましては、特に説明すべき事項がございませんので、省略をさせていただきます。

次に41ページをお願いいたします。

41ページ、議案第72号平成30年度足寄町足寄都市計画足寄市街地区土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）について御

説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ11万7,000円を減額をし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,377万9,000円とするものでございます。

歳入歳出の内容につきましては、特に説明すべき事項がございませんので、省略をさせていただきます。

以上で、議案第69号平成30年度足寄町一般会計補正予算（第2号）から議案第72号平成30年度足寄町足寄都市計画足寄市街地区土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）までの提案理由の説明とさせていただきます。

御審議のほどをよろしくお願いを申し上げます。

○議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、議案第69号平成30年度足寄町一般会計補正予算（第2号）の件の質疑を行います。

12ページをお開きください。

第1款議会費、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 次に、第2款総務費、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 次に12ページから16ページ、第3款民生費、質疑はございませんか。

7番。

○7番（田利正文君） 関連質問なのですが、説明資料の51ページに図がついておりますが、小さくてちょっとわからなくて、担当課に行って倍の地図をもらってきました。

何を聞きたいかという、新しくできるグループホームの渡り廊下でつなぐことになってます。図面で見ると2メートルとなっているのですね。大きい図面をいただいて見ますと、旧のほうに、これ何と言っているのでしょうかね。ごみ箱のところ延長ラインと書

いてあるところあるのですけれども、そのところが2メートルよりぐっと幅が狭くなっているのですよ。この新しくできるグループホームの入居される方に食事を提供するときに、まさかお盆で1個ずつ運ぶわけではないと思うのですね。多分私が入院していたときみたいに車つきのストレッチャーで運んでくるのだと思うのですけれども、そのときにこの幅で大丈夫なのかという思いがあったものですから、ちょっとお聞きしたいのですけれども。まずそれ1点です。

○議長（吉田敏男君） 答弁、福祉課長。

○福祉課長（丸山晃徳君） 福祉課長でございます。答弁させていただきます。

既存の施設のところの渡り廊下、確かに物置となつてまして、本来2メートルの幅のところその物置等があるので、確保できているところが今1メートル05、105センチだそうです。

今むすびれっじに実際にある温かいものは温かいまま、冷たいものは冷たいままというように形でその料理をワゴンにセットして、衛生上も問題なく運べるワゴンというのが、幅が98センチ、97センチか、残り8センチぐらいということで、ぎりぎりなのですけれども、そのワゴンを使うということであれば通るということは確認できているのですが。一般的なワゴンでいえば77センチぐらいが基本で、このワゴンを変えるのか、建物を変えるのか、幅を変えるのか、構造を変えるのかといいますと、なかなか幅をこれから変えるというのはなかなか難しいところで、運ぶワゴンなりで工夫なり慎重に運んでいくという形で、料理を、できたての料理を衛生面に問題なく運ぶことは今の状況でも可能というようなお話をいただいたところでございます。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 7番。

○7番（田利正文君） はい。物理的には可能だというのはわかりました。

この図面を見ると、ごみ箱のところにドア

があるのですよね。間違いなく食事を運んでいるときにドアがあかないという保証があるのかどうか、その辺のところをきちんと、何というのだろうか、勤務されている方のマニュアルというのでしょうか、しておかないと、もしぶつかったときにまたいろいろな問題起こりますよね。そういう心配は大丈夫なのでしょうか。

○議長（吉田敏男君） 答弁、福祉課長。

○福祉課長（丸山晃徳君） その点の部分も検討したところ、引き戸ではなくスライドのドアでして、対応が可能ではないかということで、その方向で今調整をしているということでございます。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 7番。

○7番（田利正文君） もう一点ですけれども、食事をつくってそこまで運ぶわけですよね。食事をつくる場所が現在のキッチンといいますか、厨房といいますか、そこからつくって運ぶと思いますけれども、その渡り廊下に行くまでの間に、これいただいた図面でいくと壁がある気がするのですけれども、この壁は取っ払って真っすぐにするということでしょうか。

○議長（吉田敏男君） 福祉課長、答弁。

○福祉課長（丸山晃徳君） 壁というのは、既存の施設の壁というところ、ちょっと今その部分がわからないのですけれども、間違いなく壁があって移動できないとかという、そんなむちゃな設計なり、構造には全くしてませんので、必ず、先ほども言ったワゴンが衛生面でも問題なくできたてのものを運べるような仕組みが、今の状態でも間違いなく設計できているというふうに確信しております。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 他に、質疑はございませんか。民生費。

8番。

○8番（高道洋子君） 14ページの7款高齢者等複合施設運営費という、そこを質問します。

50ページの説明書からも新たな認知症の高齢者グループホームを9床増設するという、整備するための1億7,300万円、そういう大きな金額が事業費として計上、補正されております。

昨日の一般質問の中でも、委託先は社会福祉協議会と今協議中というか、予定されているというお話でした。

そこで、建設することについては今町内でも認知症の人がたくさんいたり、また予備軍の人がたくさんどんどんこれからふえていきまして、本当に関係者にしてみれば、また当事者、関係者にしてみれば、本当に首を長くして待っている施設でないかなど、それは推察できまして、建てることについては本当に反対ということではありません。

そこで心配されますことは、ここ二、三年、そういう福祉施設がどんどんありがたいことにできまして、この半分以上というか、8割方は委託先が社会福祉協議会というふうに認識しております。

そういう中で、社会福祉協議会も本当に少ない人数で大変な重い、幅広い、なれない仕事を今一生懸命やっているのだなということも、外から見て推察できるのですけれども、そこで、そういう重たい仕事であるだけに、社会福祉協議会の今の現状での体制の中でどんどん、どんどんそういう委託されまして、ちょっと心配なのですけれども、大丈夫なのかどうかということをお話を1点目に聞きたいと思っております。

○議長（吉田敏男君） 福祉課長、答弁。

○福祉課長（丸山晃徳君） 今回新たに増設するグループホーム9床についてはもう社会福祉協議会への委託を前提としたお話をさせていただいております。

この経緯としましては、グループホームは必要だと、そこでどういう事業者でやっていたかというところを検討、まず第一にしました。これまでの9床をしているグループホームが2事業所ございまして、社会福祉協議会とNPOママサポートえぷろんさん。

一般的にグループホームは9床、9部屋を2つのユニット、18人の定員で別棟でもくっつけて、併設の形で18人をするぐらいが経営的にはちょうど適切な規模だということ、多くのところがその2ユニットになっています。

全く違う事業所ということも考えられるのですけれども、なかなか新たに新規でやっていただけるようなところというのは、先日もお話ししておりましたとおり、事業所に人が集まらないゆえ、新たな事業所が新たな介護施設をつくるのが非常に困難だということですので、今の既存の2事業者のほうにお話をさせていただきました。ママサポートえぷろんさんはやはり人の確保という部分で無責任なことではできないので、この御時世ではちょっともう1ユニットは難しいというお話で、また社会福祉協議会さんのほうは町がそのような施設を必要としていて、今既存のむすびれっじがこの施設の中でまたもう一ユニットでつくっていただくということであれば、人材確保なりというのは非常に難しい部分がございますけれども、町がやれということであれば、やはり社会福祉協議会としても必要だというふうに感じているということであるので、既存の指定管理者制度の中でもう1ユニットお願いするような方向で話を進めさせていただいています。

そのような状況で、また別に公募して来るかということ、なかなか難しい部分がございますし、また今回2月に指定管理者制度の更新ということで、これまでむすびれっじを社会福祉協議会でやっていただいて、実績もあり町の社会福祉、保健医療、福祉の連携の部分で、重要な位置づけとなっていて、福祉を進めるにはもう役場の福祉課とやはり福祉協議会との、その両輪で進めていくという方向で進めていかないと、新たな事業所も来ないし人も入ってこない中では、もう1社独占になるのではないとか、人がいないがゆえにサービスが、質が落ちるのではないかというような危惧もございますけれども、そこは町

と社会福祉協議会で課題を整理して、町がやれるところは町が補填してという形で進めていこうということでこのような流れになっております。

いろいろこれからも課題とかございましたら、町が、委託事業者でありまたペア、ペアですね、ペアというか、お互いの双方の対等な立場で福祉のことを進めていきたいというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 8番。

○8番（高道洋子君） わかりました。

きのうの質問の中にも、人材がなかなかなくて見切り発車という言葉も出てきましたし、それから最近の社協の仕事っぷりやら新たなことを見てますと、あれですよ。福祉課からの丸投げという言葉も私は使いたくありませんけれども、だけれども本当に大変だな、なれない中で大変だなということが、外から見受けられます。

社会福祉協議会のあるべき姿というのも今全国的にいろいろな意味で、議会でも全国レベルでこれから先ですね、どうあるべきかということ論議されていると伺っておりますけれども、全国レベルは別として足寄の社協、社協からいろいろ苦情やら何やら聞いたことは直接ありませんけれども。

私が考えますのに、先ほど課長がおっしゃったような民間委託だとか、NPOとか、いろいろなところに分散していくことも、今後ですね、大事ななというふうに、希望者はいないにしてもそういう環境づくりも今後大事でないかなと思うわけです。

それと、今社協ではむすびれっじのほか、たくさん就労センターから高齢者グループのほうもヘルパー事業から、それから市民後見制度から、介護ボランティアから、まだまだたくさん仕事を抱えておまして、結論的には分割したらどうかなということも思うわけです。だから、余りにも大きな事業主体なので、それをむすびれっじはむすびれっじというふうに、また就労センター、いろいろ



ほかにたくさんありますけれども、それらを2つか3つぐらいに大きく分割して、そしてコンパクトに事業を進めていったほうがやりやすいのではないかなという気が、特に根拠はありませんけれども、そういうふう思うわけです。

その分割することは、社会福祉法の法律に基づいて社協があるわけだと思いますけれども、また補助金の関係からそういうことは難しいのかもしれませんが、分割ということに対してどのように思うか、お尋ねいたします。

○議長（吉田敏男君） 福祉課長、答弁。

○福祉課長（丸山晃徳君） 社会福祉協議会は社会福祉法人ということで、町がどのような立場でどのような意見を述べるかというところは難しいところでございます。

分割することによる効果という部分でどういふことがあるかというのは、ちょっと私ちょっと想定がちょっと難しいところなわけですけれども、分割することによって事務局がふえて、人が回せなくなるですとか、また社会福祉法人としての社会福祉協議会の本来あるべき社会福祉協議会の部分と、就労センターとか介護事業所というのはまた法的なものというよりも、社会福祉協議会がやらなければいけない責務とは違う部分での事業なので、その部分との兼ね合いですとかというところで、まず社会福祉協議会の中でもんでいただくのがまず一番ではあるかと思えます。大事なのはやはり皆さん言われている人であって、まとめてどういうようなかじ取りをするかというところで、社会福祉協議会が機能的に分割でどう進むかというところであったり、まとまったままでも全然問題ないのではないかというところもあるかと思えます。

その部分で、町としてこういうような御意見もありますよということで、社会福祉協議会のほうには、そういうことがプラスなのかマイナスなのか、内部でもちょっとお話をさせていただきたいというようなところと、やはり人材の確保という部分でいったら、事業所

でも社会福祉協議会がやっている介護保険事業所ということであると、やはりネームバリューがあるというか、安定しているなということで、働く方もその働く方の親御さんもここは安定しているからいいよとかという形で、かなり小さな事業所で同じ待遇で求人をして、やはりそっちの大きなほう、ネームバリューのあるほうに行くというところもあつたりしますし、安定した経営という部分でいくと、今の段階では分割なりを早急にどうか、ぜひ検討してくださいというような立場ではないのかなというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 8番。

○8番（高道洋子君） わかりました。

社会福祉協議会というところは本当にあれですよね、事業の、役場等から補助金やら委託されたり、いろいろ予算の行政的な配慮があつたりしますけれども、そこで事業としての黒字、赤字ではいけないよということで、黒字化を求められ、また一方では利用者さんにたくさんのサービスをしなければいけない。サービス、そしてしかも相手は人間を相手にする立場の職場でもあるから、そういうサービスを本当にしなければいけません。それで、待遇改善もしていかなければいけない。そして半民半官という公共性も保たねばならないという、働いている人も、そしてしかも少ない人数でたくさんの業務を兼務しながらやっているということもあつて、大変だろうなという思いでいつも見ております。

そういうことで、何とかここで議論する内容としては大変重い、社会福祉協議会へのあり方については重い課題ですけれども、何とか人員をふやすとか、社協の体制を充実させながら余り負担にならない、余りというか、そういう中で事業を進めていっていただきたいということを要望して終わります。

○議長（吉田敏男君） 他に民生費、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 次にまいります。

第4款衛生費、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 次に、16ページから18ページ、第6款農林水産業費、質疑はございませんか。

4番。

○4番（木村明雄君） それでは、新町イチゴハウスエネルギー供給事業、供給設備整備事業について、お伺いをいたします。

これについてはメタンガスを取り出して、そして燃料にするとあります。そして、これについては豊富にメタンガスがあるのかどうか。量的にはどうなのかと。それからまたメタンガスを取り出して、きっとエンジンを回して発電モーターを回しながら発電をするのだと思うわけなのだけれども、その辺について、発電の量的な問題というか、それについてお伺いしたいと思います。

○議長（吉田敏男君） 経済課長、答弁。

○経済課長（村田善映君） 答弁させていただきます。

今の御質問の中ではメタンガスの量が豊富でないかということと、あとこの発電規模はどのぐらいの規模になるのかということでの御質問に対してお答えいたします。

まず、メタンガスの発生量につきましては、平成28年に一度足寄町が保有する温泉施設、ここの調査をした結果、ここの銀河の里のケアハウスのメタンガスの発生量については豊富にあるよということをお聞きしております。

また今回この工事で設備導入する発電機につきましては、出力については25キロワット、この出力でのエンジン稼働というふうな形で考えております。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 4番。

○4番（木村明雄君） 25キロワットということで、わかりました。

そこでお伺いをしたいと思います。

発電をすると、そうすれば発電した電気は

どのように使うのか、もしくは売電するのかどうなのか、その辺ちょっとお伺いをしたいと思います。

○議長（吉田敏男君） 経済課長。

○経済課長（村田善映君） お答えいたします。

ここを出る、先ほど言った25キロワット、これが年間をフルに活動いたしますと、21万6,000キロワットになります。ここのハウス全体、今10棟は既存であります。5棟が昨年増設、新設された部分含めて15棟。これに対する規模の出力ワットにつきましては、一応計算をすると約20万キロワット。若干の余力は持っているのですけれども、これは今工事の中でガスパックというのをつくります。その中で余力をためて、いつでも出力できるような形ということで、ここについては全て自家消費できるという形の中で考えております。

以上でございます。（「はい、わかりました。」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） いいですか。

他に、ございませんか。

10番。

○10番（星 孝道君） 今に関連してですが、年間266万キロワット、年間十分にそのことを既存の施設、あるいはふやした、増設した部分にも十分間に合うと、こういう説明がございました。

この事業費、発電事業だけで5,600万円の事業費がかかるわけですね。そして、年間通じてその量が、発電量が確保されたというのですが、既存の電気代と比べていわゆるこれだけのお金をかけてやるということの費用対効果というのは、どのような試算がなされているのでしょうか。

○議長（吉田敏男君） 経済課長、答弁。

○経済課長（村田善映君） お答えいたします。

まずこのままイチゴハウス15棟を今までどおりの電気、北電から供給されている電気を使用した場合、新たにこの電気、新たなこ

のシステムをつかって自家消費できる場合のことを想定して、あくまでもこれ最大で機械を動かしたとして仮定した場合なのですけれども、あくまでも電気代に相当する部分についてはおおむね年間400万円ぐらいの削減ができるだろうと。それと、もう一つは温泉水、これも含めて回していきますので、そうすると冬の暖房代、灯油でもっての加熱暖房している部分が一部ございます。その部分も考慮していくと、冬の暖房代につきましては、おおむねなのですけれども100万円から150万円ほど削減できるのではないかと。ということで、トータルすると年間500万円ちよい軽減できるというふうな試算を、私たちのほうでは計算しております。

現実そのような数字で常に維持できるかという、これちょっとやってみないとわからないのですけれども、今の状況の中できちんと稼働した場合のことを推定して計算した場合、このような数字が削減できるというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） いいですか。

他に、農林水産業費、ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） それでは、次にまいります。

18ページ、第7款商工費。

1番。

○1番（熊澤芳潔君） それでは、商工費の15節ですか、雌阿寒温泉ガス対策工事ということで、この工事というか、施設だと思ふのですけれども、もう少し詳しく温泉の出口からホテルまでの間に建つのか、それからホテルというか、そういった旅館の中につくるのか、そこら辺もう少し詳しくお願いいたします。

○議長（吉田敏男君） 経済課長、答弁。

○経済課長（村田善映君） お答えいたします。

この施設がどこの位置に建設されるかということの御質問でいきますと、今現在野中温

泉別館とユースさん、その部分の、これは各お風呂場があるのですけれども、そのほぼ大体中心部ぐらいのところのスペースがあるのですけれども、そこに今建設する予定で考えております。

○議長（吉田敏男君） 1番。

○1番（熊澤芳潔君） そうしますと、温泉というか、ホテルとホテルの間ぐらいに建ちますよということですね。

そうしますと、私もちょっと先ほどの勉強の機会ですので、あそこの温泉源というのは権利者というのはどこが持っているのか。また、その土地全体はどこが権利を持っているのか、ちょっとお願いいたします。報告できるのであれば。

○議長（吉田敏男君） 経済課長、答弁。

○経済課長（村田善映君） 泉源につきましては、野中正造さんが泉源の権利を持っております。

用地につきましては、一部森林管理署内、一部野中さんの所有地ということで、位置的にはちょっと説明しにくいのですけれども、あそこに行けば山側というのですか、山に面している部分というのは森林管理署で、野中さんのホテルだとかユースさんある側、そこについてはそれぞれ個人の所有地というふうにお聞きしております。

以上です。

○議長（吉田敏男君） 1番。

○1番（熊澤芳潔君） そうしますとね、この施設については足寄町が、メンテだとかいろいろあると思うのですけれども、足寄町がもつことになりますよね。その辺ちょっとお願いいたします。

○議長（吉田敏男君） 経済課長、答弁。

○経済課長（村田善映君） はい、お答えいたします。

メンテナンス含めて、安定、これ今今回本稼働ということで行います。ただし、単年で完成するというか、安定して安全な供給できるということでいけば、今まで実証実験ということで規模が小さくて、その中での成果は

得られるのですけれども、今回改めてきちんとした効果を出すための部分として、単年度でちょっと終わるということは見込みが期待できないので、基本的には安定して安全に行けるまで、それまでは町のほうで維持管理を行いたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 1番。

○1番（熊澤芳潔君） そうしますと、将来的には温泉街の皆さんが使うよという施設になりますと、こういうことですか。

○議長（吉田敏男君） 答弁、経済課長。

○経済課長（村田善映君） おっしゃるとおり、今事業者さん二つあります。その方に一つの組合、仮称というか、まだ名称は決まてないのですけれども、例えば雌阿寒温泉利用組合というものを事業者さんでつくっていただいて、それでうちのほうが施設安定して、その組合を今協議して進めているわけなのですけれども、組合に譲渡なり、譲渡というかそういったことも含めながら検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（吉田敏男君） 1番。

○1番（熊澤芳潔君） そうすると、ちょっと町長にお願い、お聞きしたいのだけれども。そうしますと、将来も含めてなのだけれども、個人的にこれだけの投資をするのだということになりますよね。そこら辺どうなのでしょうかね。個人の事業に投資をしますよと。将来的に、こういうことになってきますと。そこら辺のことについてはどう考えているのでしょうか。

○議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

○町長（安久津勝彦君） 御案内のとおり、この対策につきましては、環境省でこの硫化水素の濃度の基準みたいのが出てるのですね。ちょっと正確な数字はあれですけれども、基本的にはたしか20だったと思いますけれども、20以下であれば全く問題ないですよ。ただ20からちょっと数字はつきりしたことあれですけれども、一定のこの間に

については通常全然問題ないのだけれども、長時間、長時間例えばお風呂ですから、入浴していれば目がしょぼしょぼするだとか、喉がいがいがするだとかと、そういう症状が出てきますよと。これ3段階だったかな。全国各地で致死量の量、大量の硫化水素が出てるところについてはもう吸った瞬間にもう致死量ですから亡くなってしまうということだけれども、そんな高い数値ではないということなのですね。

実は、御案内のとおり、2年前でしたか、景福さんのほうで夜中に倒れていた方、残念ながら今もまだ植物状態になっているのですが、ここのところが家族の方から問題提起があつて硫化水素が原因でないのかという問題提起があつて、それで新聞、特に中央紙がちょうど台風災害のときにどんと新聞報道されました。これを受けて、実は温泉の利用の許可権限というのは各都道府県が持っているのです。この安全基準というやつは環境省が制定している。この問題提起があつて、環境省のほうで、実際に各都道府県にどういう指導をしているのですかということ調査をした結果、残念ながらどこの都道府県もやってなかったということで、これではだめだということで、そこら辺のきちんと指導も含めたことをきちんとすれという、そういう基準を環境省がつくったということでもあります。

これに基づいて、北海道も一斉検査というのが入りました。その結果、足寄町でいきますと、野中温泉別館とユースさん、これが最低基準の、最低ではないですね。絶対安全ですよというところのもう一つ上のランクの数値が出たと。そこでやっぱり安全を期すためにはこれ以下の対応をなさいと、こういう初めて指導があつたということでございます。

そこで、事業者さんと町のほうとでいろいろな相談をしてきました。事業者さんに言わせると、平たい話、何を今さらという感覚ですよ。この間何十年も営業してきて、今さら何なのと。正直言って、私も道庁あるいは

環境省も行ってまいりました。特に道庁とのやりとりの中では、事業者さんは常日ごろから安全対策はやってますよと。問題があるというのであれば、営業停止でも何でもかければいいじゃないですかといたら、いやいや、営業停止をかけるということではないのだということで、すばっとうこういう問題ではないのですね。ですから、これが致死量出ているというのであれば、これはもう文句なし、そんなのダメよという話になると思うのですけれども。そんなやりとりをしていく中で、事業者さんともいろいろ相談をした結果、やっぱりまず一番最初にぶつかったのは、ではどうやったらこの安全基準の20以下になるのか。これも環境省にも北海道にも、どういう方法があるのですかとということで、こう私自身も問いかけたのですが、それはそれぞれ考えてください。単純な話、温泉にはうちの泉源、体育館も持ってますけれども、曝気かければいいのですよ。要は上からばちゃばちゃとやれば、付随しているガスは飛んでいくのですよね。一番難しかったのは実は何かといいますと、実は普通硫黄泉ですから、普通の全国各地にある硫黄泉というのは実は温度が高いのですよ。近間でいきますと、弟子屈なんていうのはそうですよね。70度も80度もあるのですよ。ところが、あそこの温泉は実は泉源、泉源といってもそこら辺からちょっとポコポコ沸いているような泉源なのですが、井戸掘っているわけではないのですね。実は45度ぐらいしかないということなのです。そこで問題は、曝気をかければいいのですけれども、単純なそんな施設でいきますと、問題は冬季間、では温度ぐっと下がってしまったらどうなるのということも含めて、ではどうするというので、行き着いたのが北見工業大学のほうで、そこら辺のところ詳しい方がいらっしゃいます、先生いらっしゃいますよということで、そこと相談をかけたということで、この1年ちょっとかけて試験をやってもらっていたということでもあります。

そこで、何で議員がおっしゃっている、いわば事業者が温泉経営しているわけですから、一般的な話でいけばそれは基準に従って自分でやりなさいということだという、それが原則だと私も思ってます。ただ、今回の件に関しましては、ちょっと今回具体的に3,000万円強の予算を上げさせていただいてますけれども、これを事業者負担ということになれば、正直言ってもう撤退ということにつながるなという、そういう危機感実は私は持ちました。そこで、いろいろる相談をして、今現在、先ほどもちょっとありましたけれども、泉源はそれぞれが持っているのですよ。もっと言えば、景福さんは今休業中ですが、景福さんは景福さんで持っているのです。では、町で対応しましょうと。ただし別々に対応なんてことにはなりませんから、先ほど課長が申し上げたとおり、今相談してまだ最終的なところまで行ってませんけれども、町がやるということはやっぱり泉源を一本化してくださいと。そこで、供給する、そういう仕組みづくりしないと、個別にそれぞれの曝気装置含めてということにはならないよということで、これは基本的には御理解をいただいて、一本化をしてということで、北見工業大学のほうでやる試験をしていただいたということでございます。

これも繰り返しになりますけれども、課長もお話ありましたけれども、一応試験結果は大丈夫という答えが出た。ただ、器、この器で試験をしているということですね。実際は両方の旅館の湯船にお湯を送るわけですから、この器が二つのやつ、こういう器になるわけです。こういう器では試験はしてませんから、私の思いとしてはいけるというふうに思っているのですよ。ここでできてるわけですから、こうなっても大丈夫だというふうには思っているのですが、しかし、これ自然相手の硫化水素ですから、何が起こるかわからないということで。ですから、これがちょっと安定するまでについては、これは町のほうで、これはもう北見工業大学と引き続き連携

をとらせていただいて、万全な体制になった時点で譲渡をするのか、あるいは貸すような形にするのか、それは今後の詰めにしていきたいなということで。とりもなおさず安心してあそこの大事な観光地、先日も山登り、山開きあったのですけれども、参加者の皆さん方に言ったのは、この地区というのはまさしく今国も進めている国立公園の満喫プロジェクト、ここの中の我がこの地区も含まれています。山があり、オンネトーがあり、そして湯の滝もあり、最終的には温泉に入って癒やしてくださいと、こういうお話もさせていただいたのですが、町としましては、あそこはもう本当に町にとっても大事な大事な観光資源だというふうに思っていますので、本当にある意味、何で個人事業者のところ町がやるのだという、こういう御意見もあろうかというふうに思いますけれども、私の判断としては、やはり大事な観光地ですから、仮にも撤退なんてということになると大変なことになる。もう既に景福さんはこの問題提起があつてから、もう休業している。社長さんとも会ったのですけれども、どうも意欲としてはまた再開と、現時点では再開という考えはないというようなことでありますから、ですから、残るのは今別館さんとユースさん。ユースさんも過去に風の被害で大きな被害を受けてますから、今現在日帰り入浴しかしてないということでもあります。ですから、何とでもこここの二つ、町としても守っていくべきだろうという、そういう判断に立っているということでございます。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 1番。

○1番（熊澤芳潔君） いや、この温泉については当然今町長言ったように、必要なことだろうと思いますけれども。ただ、その流れの中でトラブルだとか、そういう発生しない、特に足寄温泉あたりの内容聞きますと、温泉と土地建物とあといろいろな部分が出ているようなお話も聞きますから、きちっと町がやった段階できちっと問題なく譲渡されて

いって、そして将来的にはきちっと本人たちが使っていく、メンテもやっていくと。こういう流れにきちっと約束されていかないと、これだけ一般財源、それと後で聞くのですけれども、一般財源を使うのですよということですので、十分に問題のないような形でやっていただきたいということと、それと一般財源ですよ、これね。それで、入湯税というのが当然来てますよね。その関係で、その入湯税を使ってそういうことをやると、施設だとか観光資源に使うということは使えるのだと思うのですけれども、これ目的税ですから。そこら辺はどういう考え方になりますかね。

○議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

○町長（安久津勝彦君） まさしく熊澤議員が言われた、その入湯税の関係、これはもう営業、きちんとした数値はちょっと捉まえてませんけれども、この間入湯税という形で納めていただいています。ただ、これが累積して目的税でありますけれども、基金として、入湯税で入ってきたものを基金として区分けして積み立てしているわけではありませんから、一般財源化して使っているということでもあります。

ですから、これまで営業開始してから入湯税の間、そのちょっと押さえはしてないのですけれども、私が町費でやろうと判断したときにはやっぱりこの間ずっと入湯税を納めていただいたということもありますから、ですから、単費といえどもそういう形でこれは町が対応すべきだということで判断をしたということでございます。

○議長（吉田敏男君） 1番。

○1番（熊澤芳潔君） わかりました。

いずれにしても、足寄温泉のこともありますし、トラブルのないような形できちっと契約は契約で結んでもらって、で、やっていただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 他に、商工費ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) それでは、次にまいります。

18ページから20ページ、第8款土木費。

2番。

○2番(榊原深雪君) 都市計画総務費の三笠通駐車場フェンス更新工事についてお伺いいたします。

この工事されるので、ちょっと現地のところ行って見てきたのですね。フェンスは傷んでおりますので、車どめつけたりされるということで、中身のことは理解しているのですが、かなり前につくられておまして、でも中に入りましたら清掃がきちっとされていて、古いのにもかかわらずきれいでした。そして、安全面にしても、男性用と女性用一緒になっておりますけれども、最初の鍵が閉まるようになっていて、安心して使えるのかなというところはありません。で、そこが整備されてきれいになっても、トイレのまず外周りを見たのですね。そうしたら、ドアが半分、下半分がさびているのですね。そして、中のパネルもさびておりました。外周りの足元を見ましたら、昼間使うのだったらそんな危険はないかもしれないですけども、水が流れるようにきつと溝があると思うのですけれども、そこに鉄板がありまして、鉄板があっても一部にしかないものだから、両端のところ、もしお子さんとか高齢者の方がつまずいて、足を入れてつまずいて転ぶとかという危険性もあるのです。一口で言えば、外周りが大変危険だということですね。その対象の方、そのトイレを使う対象の方をどのような方が使われるのかなということで想定してつくられたのかどうかということなのですけれどもね。近隣の食堂とか昼間使う食堂に関しましても、障害者の方が使うようなトイレにはなっていないのですね。夜のお店ではスムーズに入れる場所も何か所かはありますけれども、あそこの三笠通りのトイレ

を使うとなると、やっぱり障害者の方が使ったら便利なのかなということは感じられましたけれども、そういうふうにはなっていないですね。もしそのトイレを大事に使うのであれば、やはりもっと外周りを障害者の車椅子の方でもうまくスムーズに入れるような形にするかどうかということ、ちょっとそういう考えがあるかどうか。それをちょっとお聞きしたいなと思います。

○議長(吉田敏男君) 建設課長、答弁。

○建設課長(増田 徹君) 今の議員の質問ということで、トイレの周りの環境の形かなというふうな受けとめたのですが、確かにトイレは平成5年に設置して25年ほど経過してかなり傷んでる割には、平成19年に下水道のほうに接続させていただいたときに一部改修して今現在のような状況になっております。中、外、確かに古くなってもうそろそろ更新、もしくはちょっといろいろなことを考えなければいけない時期にはなっているかなというふうに思うのですが、今回の工事でトイレの内部までの改修というのはちょっとフェンス撤去の関係で見ておりませんでした。ただし、外側のコンクリートのタイルや何か打ってあるところなのですが、議員仰せのとおり、段差だとかでこぼこがあるので、そこについてはとりあえず砂利等で段差をできるだけ少なくして対応していきたいというふうに考えております。

障害者の関係だったのですが、あのトイレやっぱり障害者の方が使うにはちょっと入り口も狭くてちょっと使いづらいということもあって、非常に申しわけないのですが、現在のところ障害者が見えるというような状況にはなっておりません。

今後において、地域の町内会の人方とかあの辺の商店街の人方と協議をしながら、今後においてトイレの改修の際に、もしくはどういふ形に今なっていくかわからないのですけれども、改修になれば障害者の方も使えるような形のトイレにしていきたいというふうに考えておりますので、御理解のほどよろしく

お願いいたします。

○議長（吉田敏男君） 2番。

○2番（榊原深雪君） 建設課長が述べられたとおり、そういうふうになることを期待しておりますけれども、それまでの間ドアと中のパネルのさびなのですけれども、ああいうのをひどくならないうちにやっぱり補修することが大事かなと思っています。

それと、中の電気なのですけれども、やはり夜間使う方も多いかと思っておりますけれども、防犯のことも考えますと、もう少し明るいワット数の蛍光灯をおつけになったほうがいいのではないかなと思うので、そういうところも勘案していただきまして、ちょっと現状もう少しよくなるような形にさせていただければなと思っております。

以上です。

課長から、答弁あればお願いします。

○議長（吉田敏男君） 建設課長、答弁。

○建設課長（増田 徹君） 議員仰せのとおり、暗いとかドアのさびだとかというのは、日常の修繕の形で一部補修しながら長く使えるようにしていきたいというふうに考えておりますので、今後もよろしくお願いします。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 他に、ございませんか。

3番。

○3番（多治見亮一君） 21ページ、公園事業費の里見が丘公園整備事業なのですが、説明資料の72ページ見ていただくと、木製アスレチックの遊具が撤去ということで、この部分で今お子さんが多く遊んでいらっしゃると思うのですが、この部分がお山の遊具のほうに多分移動していくのかなと思います。野球場が隣接してまして、かなり近いのかなとちょっと思ってます。この部分で、ファウルボールや何かの危険性が増すのではないかという危惧がされているということで聞きましたので、その辺の検討とかされたのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（吉田敏男君） 建設課長、答弁。

○建設課長（増田 徹君） 議員おっしゃる野球場と遊具広場、足湯だとか含めたファウルボール対策についてどうなんだという御質問かと思っておりますので、それについてお答えさせていただきます。

一応里見が丘公園再整備事業といたしましては、当初計画では、ファウルボール等に係る対策については考えておりませんでした。しかしながら、昨今遊戯広場を整備をしていく中で、ここに来て隣接する野球場からの、議員仰せのとおり、ファウルボールだとかの対策についてどうなんだということが、特に硬式ボールに対する安全面を危惧する声も実際に聞いているところでございます。そういうようなことから、現在野球場の施設管理を行っております教育委員会とも協議をしながら検証を行った中で、今後どのような対策をとることがいいか検討することで協議をしてみたいというふうに考えておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 3番。

○3番（多治見亮一君） フェンスのところですね、左翼というのですか、91メートル、中央に115メートルというふうに書かっていますが、ホームベースの距離なのか、僕ちょっとわからないので、距離がちょっとわからないのですが、お山の遊具まで水平距離にして、ホームベースからどのくらいあるかとかはわかるのでしょうか。実際遠いのか近いのかというのが、ちょっと感覚的にわからないので教えていただきたいと思っております。

○議長（吉田敏男君） ただいまの質疑中でありまして、ここで暫時休憩をいたします。

10分間、20分まで。

午前11時11分 休憩

午前11時22分 再開

○議長（吉田敏男君） 休憩を閉じ、会議を再開をいたします。



答弁、建設課長。

○建設課長（増田 徹君） お時間をいただき、ありがとうございます。

先ほど言われたホームベースから大型遊具までの距離ということで、図上で直線距離で108メートルほどあります。ちなみにですが、フワフワドームまでは120メートル。足湯に関しては、ちょっと近いのですが、70メートル。足湯はちょっと角度がかなり緩いというか、違うので、距離的に近いのですが、今のところそちらのほうはどうかというふうに考えております。

以上で、距離についてはこういう形になってますので、よろしく願いいたします。

○議長（吉田敏男君） 3番。

○3番（多治見亮一君） 今距離がまあまあ結構離れているのかなというふうに思いますが、野球場の使用に対して、教育委員会としてはどのように考えているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（吉田敏男君） 答弁、教育次長。

○教育次長（沼田 聡君） お答えをいたします。

今現在は硬式の関係だと思えますけれども、30年度練習試合を2回開催しておりますけれども、やっぱりファウルボールがそちらのほうに飛んでいくということが、やっぱり懸念されますので、その練習試合のときにもどなたかが立っていただいて、ファウルボールに注意をしてもらうというような形で今回行っております。

教育委員会としましては、ファウルボールの関係につきましては、今回教育委員会の生涯学習室のほうに配置となりました、元プロ野球選手の池田剛基主査のお話の中では、バッテリーボックス、特に硬式の場合のバッテリーボックス、右バッテリーよりも左バッテリーの方がカットをするみたいな形になると、ファウルボールが直線で足湯のほうに飛んでいく可能性は高いですよというようなお話もいただいておりますので、そこら辺も含めてまずは安全対策が最優先されると思えますの

で、そこについては建設課とも協議をしながら安全対策を施していきたいなど、講じていきたいというふうに思っているところでございます。

以上です。

○議長（吉田敏男君） 3番。

○3番（多治見亮一君） 今話で指導しているというか、人員を配置するという話ですが、貸し出しごとにその説明をされているということでもよろしいのでしょうか。

○議長（吉田敏男君） 教育次長、答弁。

○教育次長（沼田 聡君） 今、多治見議員の仰せのとおり、貸し出しごとにそういう注意喚起を行っております。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 3番。

○3番（多治見亮一君） 今後とも絶対あってはならないことだとは、事故ですね、と思いますので、施設の建設のほうとも協議して安全対策を十分にとっていただけるようお願いして、質問を終わらせていただきます。

○議長（吉田敏男君） 他に、ございませんか。

6番。

○6番（前田秀夫君） 土木費の19ページですか。先ほど榊原議員が質問終わった関連でございますけれども、私も全く榊原議員と同感でございます。

関連しまして、あの周囲に今現在フェンスある南北側にこれぐらいのシラカバ、それからヒバなどなどのすれすれのところで、軒下とフェンスの間に十数本雑木といえますか、灌木がある。そのことは何なのかと私は、お聞きしたいというより考え方を申し上げたいのは、あそこにそういうことで害鳥といえますか、かなり野鳥がとまる。それがとまり切れなくなって、あそこに駐車をしている町外の方の車の上も見てきましたけれども、ふんがもうひどいということに加えて、課長も見てきたと思えますけれども、その灌木の関係の根元のほうに相当量の野良猫が巣をつくっているということでございますので、土地所

有者等々との問題もおありかと思えますけれども、あの辺先ほども話が出ましたけれども、衛生面が相当重要視する飲食店があそこら辺多いのでありまして、そこも踏まえながら、あそこをオープンにして、もっとからっとすれば、この二つは解決できるのではなからうかと。経費的にはそうかからないと思っておりますけれども。土地問題等私は承知しています。所有者については承知してませんけれども。加えてフェンスを除去した場合、この図面が70ページにありますけれども、詳細書いてませんから。車のストッパーですか、後ろにバックしてここでとまるよと、そういったものをつけるのかどうか、以上3点についてお聞きしたい。

○議長（吉田敏男君） 建設課長、答弁。

○建設課長（増田 徹君） 1点は、フェンス周りにある木の関係かと思われまます。フェンス周りにある木なのですが、うちの町で管理している駐車場のフェンスの外側については、今木が生えているあたりは皆全て民地となっております。なので、これからお話はしていかなければならないのですが、民地なので木の伐採だとか、そういったことは町としてはできませんので、その辺のほうは協議してまいりたいというふうに考えてますが、基本的にはできないということで、民地を持っている方々をお願いをするしかないのかなというふうに考えております。

2点目、野良猫だとか、野鳥のふんだとかという関係なのですが、この野良猫については建設課としてはどうしようもできないような状況かなというふうに考えておりますが、この辺は他部局とも相談をしながら、また地域住民の方々と相談をしながら、対応についてはどうすべきかということは話をしていきたいというふうに考えております。

最後ですが、もう1個何だっけ、車どめの関係ですね。車どめなのですが、今あるフェンスは撤去させていただきまして、移動式のアーチ型のポール、車どめという形で、町の駐車場にもあるのですけれども、赤白でこう

いう形の車どめがあるのですが、それを置かさせていただいて進めていきたいというふうに考えております。従来型のフェンスをつけますと、やっぱりどうしても除雪だとか耐雪だとか経年変化で傾いたとかとあって、事故等また起きて嫌なので、動かせるタイプのやつで設計をさせていただいたところでございます。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 6番。

○6番（前田秀夫君） 今、課長がおっしゃられました雑木等については、つまり雑木等があるから、そこに行ってみればすぐわかるのですけれども、だからもう真つ暗な状態でそこに全部大きな猫が来て子を産むと。で、ふえていくと。今の状態、今お聞きしますと、所有者の問題でこれ今いきなりイエスノーは言えないと。部局との関連と。それから協議も進めてまいりたいということですが、それはそれでわかりましたけれども、あの辺の方と、それから自治会とも対応しながら、町内のみならず町外からもたくさんの方が、あそこは町の中心街でありまして、駐車に来ますので、早急に自治会対応を含めて善処していただけるように強く申し上げておきたいと思います。

終わります。

○議長（吉田敏男君） 他に、土木費ございませんか。

7番。

○7番（田利正文君） 今の関連なのですけれども、先ほどの課長の答弁では、タイルがどうか、砂利入るとかと言ってましたけれども、トイレの前のタイルがつるつるなのです。雨降りの日とか雪の日、滑って転ぶのですよ、あれ。健常者でも危ないです。あれを何とかしてほしいなという思いがあるのですけれども、それも入ってますか。剥がすとか、コンクリートに変えてしまうとか。

○議長（吉田敏男君） 建設課長、答弁。

○建設課長（増田 徹君） 建設課長でございます。

議員仰せのとおり、雨降ったら滑るというのは確かにタイルなので可能性があるかなというふうに思っております。ただし、今回の工事でそこまでのことは見ていなくて、ちょっとたまたま段差だとかがあるので、そこについては補修をしていきたいと。そして状況によるのですが、タイルの部分滑るからということであれば、ちょっと様子を見ながら何かしら対応策がとれば対応していきたい。でなければ、従来どおりそのままとあえず当面の間使っていただくというような形になろうかと思っておりますので、御理解のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（吉田敏男君） よろしいですか。

他に、土木費ございませんか。

11番。

○11番（高橋秀樹君） まずは街路灯LED化の事業について、ちょっと御質問したかったですけれども、多分私の記憶では五、六年前からすごく順次加速度的にLED化が進んできたというふうに思っております。しかし、途中で補助金の関係等々でスピードが大分鈍ってきたのかなと、そういうような感じをしております。

今現状の進捗状況等、どのぐらいの確率、確率が割合になってきているのか、まず御質問いたしたいと思えます。

○議長（吉田敏男君） ここで、ちょっと暫時休憩をいたします。

午前11時33分 休憩

午前11時37分 再開

○議長（吉田敏男君） 休憩を閉じ、会議を再開をいたします。

建設課長、答弁。

○建設課長（増田 徹君） お時間をいただきすみませんでした。

現在のLEDの進捗状況なのですが、全体で1,042基ありまして、平成25年度から始めまして平成29年度で467基、進捗状況といたしましては44.8%。本年度63基を予定いたしまして、それが終わると約50%の進捗状況という形になります。

一応予定では平成40年度をめどに進めてまいりたいというふうに考えておりますので、御理解のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（吉田敏男君） 11番。

○11番（高橋秀樹君） かなり時間がかかるのはわかりました。

こちら自治会の要望で3基ほどつけているのですけれども、例えばここは重要だぞという判断ですとか、今後進めていく上での基準等々というのはどういうふうな考えを持って進めているのかお聞きいたします。

○議長（吉田敏男君） 建設課長。

○建設課長（増田 徹君） 街路灯の設置についての考えということなのですが、一応基本的には自治会等からの要望を受けて現地を確認した上で、現地の状況がどうなんだということを踏まえて、設置をしていくというふうなふうに考えております。

今回補正予算上げさせていただきました2カ所なのですが、やはり昨今前回のときかな、申し出があった、田利議員からも言われた旭町につきましては、やっぱり入り口の付近がやっぱり暗いということで、設置をさせていただきたいということと、今南7条、緑町の自治会のほうから、南6条7丁目あたりの奥のほう、パークゴルフ場から奥かな、についてはやはりあそこの周りにずっと道路ついているのですが、やっぱり暗いと。防犯上、あの辺を散歩だとかしたときに、夜危ないのではないかとということで、現地を確認したところ、やはり暗いということがありましたので、そこには設置、2カ所ほど設置させていただくというふうな形で進めてまいりたいというふうに考えておりますので、御理解のほどよろしくお願ひします。

○議長（吉田敏男君） よろしいですか。

他に、土木費ございませんか。

11番。

○11番（高橋秀樹君） 20ページ、はるにれ団地のCLT棟整備調査業務というふうになっているのですけれども、これちょっと

詳しく教えていただきたいのですが、これは建てかえ事業になってますが、これ調査業務なので調査設計は入ってないので、CLTを建てる調査のみのお金だというふうには認識してよろしいのでしょうか。

○議長（吉田敏男君） 建設課長、答弁。

○建設課長（増田 徹君） はるにれ団地のCLTの関係なのですけれども、はるにれ団地を、CLTの調査につきましては、CLTを活用した公営住宅の事例や情報などを収集し、技術面、資金面での対策、対応策を把握し、それからCLT活用の技術検討として現在の公営住宅整備基準の枠組みにおいて設計上の課題と対応策をモデルプランとして検討し、今後の整備事業の可能性について建築費用や資金調達、資材としてのCLTの調達、施工方法など事業実施における課題を整理し、事業実施への可能性を検討する委託業務という形になっておりますので、御理解のほどよろしく願いいたします。

○議長（吉田敏男君） 11番。

○11番（高橋秀樹君） 非常にわかったような感じを受けました。ということは、設計はしてないのでまだこれに関しては、はるにれ団地で導入するかを検討している段階だというふうな認識でよろしいですね。

○議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

○町長（安久津勝彦君） お答えをいたします。

このCLTにつきましては、この間の議会でも我が町にとっても、これは将来の森林のこと、とりわけカラマツのことを考えたときには、極めてこれ国の方針、あるいは北海道の推進計画含めて、これは魅力的なことだなと。ただそうは言っても、現状はCLT、これパネルですけれども、これは単価が非常に高いという、こういう状況もあります。

実は、5月にもちょっと先進地視察ということで、道から派遣いただいた窪参事も含めて、建築の係長含めて、実は道内での建物建った知内、これは研修施設、研修施設といっても住まいですけれども、ここ。それか

ら福島県の復興住宅、これいわき市にある復興住宅、それから郡山にあるCLTの工場、これは集成材の工場もあり、それからCLTの工場もあり、そしてプレカットもやっているということもあって、その視察もさせていただいたところであります。

それでこの間、道庁ともいろいろ、いろいろな相談、究極はCLT工場を誘致したいという究極の目標はあるのですけれども、これはなかなかそんな簡単にはいかないということでもありますけれども、しかしそこを目指す以上は可能な限り、町の建物についてもCLT使えるものは使っていきたい。そこで、道の建設部のほうに行っちゃっていろいろ相談してきたのですが、今目下進めています我が町のこのはるにれ団地の建てかえの中でもこれ使えないかというようなことで研究、通常でいけば設計業務でいきますと、基本設計、実施設計ということですね。場合によっては調査設計省略して、一発実施設計ということもあるのですが、今回のやつはさらにその以前のといいますか、これも実は補助対象になるということなものですから、これは補助対象で採択されることを前提にということ考えているのですが、これ道の建設部の建設指導課の指導もいただきながら、まずこのことで可能性ちょっと探ったほうがいいのではないのかと。そこで、一定の方向づけができるとすれば、いきなり実施設計に行けるか、あるいはもう一回基本設計ということになるのか、そんなことで順番を持ってやっていこうということで考えてます。

仮にこれが実現できるとすれば、私自身が想定しているのは、やっぱりCLTのメリットというのはやっぱり上に積まなかったらあんまりメリットないのですね。ですから、公営住宅で最低でも3階建てということかなというふうには私は思っているのですが、ですから、これをやった結果、すぐ来年やるよという、そういう調査設計ではないという、その前段の確固たるものにきちんとしていった中で、やるべきか、ちょっと費用的に難しいか

ら難しいねということになるのかは別にして、とにかくこの調査をやるというのは極めて重要な部分だなど、そんなふうに判断したものですから、予算計上、提案をさせていただいたということでございます。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 11番。

○11番（高橋秀樹君） CLTの事業に関しては、やはり足寄町林業の町でもありません。非常にカラマツ材を使っていくということは有効な手だての一つなのだなというふうに私も考えております。

しかし、CLTに関しては、やっぱり町長おっしゃったように、かなりコストが高いですとか、やはり需要にうまくマッチングしていない部分が今現状見受けられるというふうに私は思っております。

その中やっぱりCLTの事業を推し進めていく必要性もあると思うのですが、今おっしゃったように、はるにれ団地のように今低層階のものであるのであれば、やはり町長おっしゃったように3階以上のものを建てていくような形を想定しなければ、CLTである意味がないと。で、なおかつ、CLTを使うと本当にプレキャストといったら変ですけども、かたい合板ですので普通の一般の大工さんが加工できるようなものでもないというふうに伺っております。やっぱりその辺のところを町として非常に今後検討していただいて、このCLT事業のほうを推し進めていっていただきたいなど、そういうふうに考えておりますが、町長のお考えをもう一度お伺いしたいなというふうに思っています。

○議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

○町長（安久津勝彦君） 今回予算提案させていただいているのはこの公営住宅、これ本当に丸ごとCLTでできないかなという、そんなことであります。この間、いろいろ先ほども申し上げたとおり、視察、情報収集に行っているのですが、やっぱりかたい、議員仰せのとおり、パネルをつくってしまうわけですから、騒音が大丈夫なのかという問題も

あるのです。福島県の復興住宅を見ますと、床はもう歩いたらほわほわなのですよ。それは何かといったらもう騒音対策なのです。床にパネルだけ引いてしまうと、どうしても音が伝わりますから、下の階に発すると。そこで相当厚い消音効果のあるようなものを使っているという、こんなことも含めて相当結果としては高上がりになっているということなのです。

このCLTの活用については、今公営住宅ということで、丸ごとというふうには思ってますけれども、実は今後建物も、先ほども説明したグループホーム、ここでも使えるところは使おうということで、これはほんの一部です。入り口のところにちょっと使おうだとか、それから先ほどもありました、ごめんなさい、予算提案の説明のところで言った芽登の仮称の改善センター、これも郵便局入れようということで考えているのですが、ここにも使える部分については使っていきたいなど、こんなふうにも思っています。

それから、実はこれ残念ながら実現しなかったのですが、実はこれちょっといい話で、上利別の駐在所、これ建てかえするよということで、道警のほうから連絡が入りました。これは北海道警察がやるわけでありまして、実は北海道がこのCLTの推進の計画もつくっているわけですから、これもその情報いただいたものですから、できれば一部分でも使ってくれないかということで、これは道の水産林務部の木材課のほうとも連携とりながら、私どものほうとしては本別警察署、そして釧路の方面、これは窪参事のほうからいろいろ一部でも使っていただけないかという打診をしたのですが、これはもう予算がもう決まってしまっているということで、場合によっては私どものほうから説明に行くよという話ししたのですが、それはもう道警本部の話だということだったものですから、道庁のほうから直接道警本部のほうに働きかけをしてもらったのですが、先日お答えが来たのですけれども、残念ながらもうちょっと

予算の範囲内ではちょっと難しいから勘弁してという、そんな返答をいただいたところがあります。

いずれにしましても、町のほうとしては、全て丸々なところは施工上の問題も含めてなかなか難しいということもあるのですが、とりあえず一部分でも、例えば壁の一部ですとか、そういうところに取り入れながら地元の業者でも当然対応できるような形でやっていきたいなど、こんなふうに思っています。

公営住宅、復興住宅も知内だとかいろいろなところ聞いているのですが、これは十分プレカット工場で大体やってくるものですから、知内もそうですけれども、地元業者で対応できていると。これは当然接合部分の金具なんかも開発されていますから、そこら辺も含めて地元の業者で対応できないようなことであれば、一方では森林の木材の活用という部分もありますけれども、これが地元業者で請け負いきれないようなことになると、これまたちょっと、ちょっと段違いを起こしてしまう可能性もありますから、そういうことのないようにそのことも含めてしっかりとこの調査の中で確立をしていきたいと、こんなふうに思っているということでございます。

よろしく申し上げます。

○議長（吉田敏男君） 11番。

○11番（高橋秀樹君） 今度特別委員会のほうで私ども真庭の方に行きまして、しっかりと研修をさせていただきたいと思っております。そこでまたいろいろと情報提供なり議論を深めて、このCLT事業に対して私どもももう少し勉強させていただきたいと思っておりますので、今後よろしくお願いをいたします。

○議長（吉田敏男君） 他に、ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） それでは、次にまいります。

20ページから22ページ、第9款消防費、質疑はございませんか。

4番。

○4番（木村明雄君） ちょっとお尋ねをしたいと思えます。

消防庁舎の訓練のバルコニー解体撤去とあるわけなのですが、これについて、消防庁舎建設されて何年たっているのか、そしてこれどういうことなのか、ちょっとお伺いをしたいと思います。

○議長（吉田敏男君） 答弁、消防課長。

○消防課長（大竹口孝幸君） 消防課長です。

議員の質問にお答えいたします。

庁舎建設年数ですが、20年経過しております。

この工事ですが、ことしの3月末にちょうど庁舎の裏側を現地ちょっと確認したところ、大体20メートルのところにバルコニーがあるのですが、その裏側からコンクリートがちょっと落下しておりまして、それで今回計上させていただいております。

建設課のほうと建築業者のほうに確認していただいたところ、このまま放置しておくとう当然劣化が進みまして危険であるということで今回計上させていただいております。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 4番。

○4番（木村明雄君） 危険だということで撤去するということなのですね。

そしてまたこれを撤去してしまった後に、このバルコニーがまた必要になってくるのかどうなのか、その辺もちょっとお伺いをしたいと思います。

○議長（吉田敏男君） 答弁、消防課長。

○消防課長（大竹口孝幸君） このバルコニーの部分はふだん訓練に使っていたところなのですが、ここ数年その訓練の部分なのですが、フックついているのですが、フックの部分もちょっと危険性があるものですから、ほとんど訓練しなかったのが現状です。そのかわりとしまして、車庫の裏側、大体10メートルぐらいの部分を利用して通常の訓練させていただいておりますので、今後

はそのバルコニーなくしても訓練のほうは続けさせてもらいたいと思っております。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） いいですか。

他に、消防費、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 次に、22ページ、第10款教育費、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） それでは、歳出、総括はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） それでは、8ページにお戻りください。

歳入に入ります。

8ページから11ページ、歳入一括で行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 歳入、総括はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 次に、4ページにお戻りください。

第2表 債務負担行為補正、追加1件、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 次に、第3表 地方債補正、変更2件、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 全体に対する総括はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） これから、議案第69号平成30年度足寄町一般会計補正予算（第2号）の件を採決をします。

この表決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第69号平成30年度足寄町一般会計補正予算（第2号）の件は、原案のとおり可決されました。

昼食の時間が参っておりますので、ここで暫時休憩をいたします。

午後1時からまた再開をいたします。

午前11時56分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（吉田敏男君） 休憩を閉じ、会議を再開をいたします。

先ほどの一般会計の質疑の中で答弁に誤りがあり、訂正したい旨申し出がありましたので、発言を許します。

建設課長。

○建設課長（増田 徹君） 先ほど高橋秀樹議員の質問の中で、LEDの進捗状況だったのですが、今年度の数字を当初計画の63基と誤って申し上げてしまいまして、今年度に関しましてはLED16基、進捗率46.4%となりますので、謹んで訂正させていただきます。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） それでは、25ページをお開きください。

これから、議案第70号平成30年度足寄町簡易水道特別会計補正予算（第1号）の件の質疑を行います。

30ページ、歳入歳出一括で行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 総括はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 26ページにお戻りください。

第2表 地方債補正、変更1件、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 全体に対する総括、  
ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） これから、議案第70号平成30年度足寄町簡易水道特別会計補正予算（第1号）の件を採決をします。

この表決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第70号平成30年度足寄町簡易水道特別会計補正予算（第1号）の件は、原案のとおり可決されました。

33ページをお開きください。

これから、議案第71号平成30年度足寄町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）の件の質疑を行います。

38ページ、歳入歳出一括で行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 総括ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） これから、討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第71号平成30年度足寄町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）の件を採決をします。

この表決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第71号平成30年度足寄町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）の件は、原案のとおり可決されました。

41ページをお開きください。

これから、議案第72号平成30年度足寄町足寄都市計画足寄市街地区土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）の件の質疑を行います。

46ページ、歳入歳出一括で行います。

質疑はございませんか。

9番。

○9番（高橋健一君） 47ページの中ほど、弁償金（滞納繰越分）、建物収去代替執行弁償金について、説明と今までの経過報告をよろしくお願ひします。

○議長（吉田敏男君） 答弁、建設課長。

○建設課長（増田 徹君） 建物収去代替執行弁償金におきましては、平成21年度に建物収去土地明け渡し請求事件に伴う建物収去到に要した費用の弁償金でございます。

その後、平成22年度より相手方に対して請求を行ってきたところで、8年ほど経過しているところでございます。

建物代替執行費用につきましては、現在のところ納付していただくまでは継続をしながら進めてまいりたいというふうに考えておりますので、御理解のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（吉田敏男君） 9番。

○9番（高橋健一君） 最終的にはいつごろどういうふうな会計処理なされて、終結ということになるのでしょうか。

○議長（吉田敏男君） 町長、答弁。

○町長（安久津勝彦君） お答えをいたします。

先ほど課長が答弁したとおり、これは区画整理事業の支障物件で、これ原則土地所有者みずから動かしていただく。それに対して移転補償費を支払うという、これが協議が全然進まなくて、事業がどんどん進んでいく中



で、このままでは放置しておけないということで、それで区画整理法に基づいて代執行したという形でございます。

これらの経費については裁判所のほうからもこの額は確定をしますし、その後、何とかお支払いいただきたいということで、折衝をずっとしてきたのですが、先方は町は違法なことをやったのだという、この一点張りでありまして、先方から実は訴訟の訴えもありまして、私が被告人になって。ところが、裁判所では全て町が法に基づきやっているわけですから、全て勝訴しているのですが、どうも自分が勝ったということで、これちょっと理解しきれないのですが。それで、こちらから話し合いをしようということで、それぞれ担当のほうで、それぞれのところで、まあ別な部分もありますから、車の放置の問題もありますから、行っているのですが、もう町は違法なことをやった、違法なことをやった、この一点張りで話し合いにならないというようなことであります。

御質問のいつまで続くのかという分でございますと、まだ現段階ではまだ明確なことは申し上げられませんが、ただ問題は民法上の時効という問題もありますから、そこら辺のこともあるのですけれども、何とかお支払いいただくべくさらに努力はしたいというふうには思っていますが、ただこちらから何ぼオファーを出してももう全く門前払いで話し合いにならないというような、こんな状況が、硬直状態が続いているというような、こんな状況でございます。

○議長（吉田敏男君） 9番。

○9番（高橋健一君） 当面は繰り越しという形で続けていらっしゃるということですね。わかりました。ありがとうございました。

○議長（吉田敏男君） 他に、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 総括ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第72号平成30年度足寄町足寄都市計画足寄市街地区土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）の件を採決をします。

この表決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第72号平成30年度足寄町足寄都市計画足寄市街地区土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）の件は、原案のとおり可決されました。

ここで、暫時休憩をいたします。

休憩中に、議会運営委員会の開催をお願いをいたします。

午後 1時09分 休憩

午後 1時24分 再開

○議長（吉田敏男君） 休憩を閉じ、会議を再開をいたします。

### ◎ 議運結果報告

○議長（吉田敏男君） 議会運営委員会委員長から、会議の結果の報告を願います。

議会運営委員会委員長 榊原深雪君。

○議会運営委員会委員長（榊原深雪君） ただいま開催されました、第2回定例会に伴う議会運営委員会の協議の結果を報告します。

これより、本日の日程に追加し、議案第73号から決議第1号、意見書案第1号について、即決で審議いたします。

次に、請願第2号について、総務産業常任委員会と文教厚生常任委員会へ付託し、閉会

中の審査とします。

次に、議員派遣の件と、総務産業常任委員会・文教厚生常任委員会から所管事務調査期限の延期について、総務産業常任委員会・広報広聴常任委員会・議会運営委員会からの閉会中継続調査申出書について、審議いたします。

以上で、本定例会における議案等の審議は、本日をもって全て終了する予定であります。

以上で、報告を終わらせていただきます。

○議長（吉田敏男君） これにて、委員長の報告を終わります。

お諮りをいたします。

足寄町議会総合条例第45条の規定により、追加議案を別紙追加議事日程のとおり日程に追加し、審議することにしたいと思えます。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 異議なしと認めます。

したがって、追加議事日程のとおり日程に追加し、審議することに決定をいたしました。

### ◎ 議案第73号

○議長（吉田敏男君） 追加日程第1 議案第73号足寄小学校大規模改修（建具）工事請負契約についての件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 大野雅司君。

○総務課長（大野雅司君） ただいま議題となりました、議案第73号足寄小学校大規模改修（建具）工事請負契約について、提案理由の御説明を申し上げます。

平成30年6月7日足寄町財務規則に基づき、指名競争入札に付した足寄小学校大規模改修（建具）工事について、下記のとおり請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条

例第2条の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

契約の目的は、足寄小学校大規模改修（建具）工事でございます。

契約の方法につきましては、指名競争入札による契約でございます。

契約の金額は、7,925万400円。

契約の相手方は、足寄町西町8丁目1番地の12、株式会社外田組、代表取締役 菅原智美氏でございます。

工期は、平成30年12月28日でございます。

工事概要につきましては、2ページ、3ページの立面図をごらんいただきたいと思いますが、改修内容は立面図に斜線で表示いたしました箇所の樹脂サッシ取り付け及び鋼製建具取りかえでございます。

以上で、提案理由の説明とさせていただきますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第73号足寄小学校大規模改修（建具）工事請負契約についての件を採決をします。

この表決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第73号足寄小学校大規模改修（建具）工事請負契約については、原案のとおり可決されました。

◎ 決議案第1号

○議長（吉田敏男君） 追加日程第2 決議第1号議会のあり方調査特別委員会の設置に関する決議の件を議題といたします。

本件につきましては、総合条例第65条第3項の規定により、提案理由の説明を省略いたします。

これから、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、決議案第1号議会のあり方調査特別委員会の設置に関する決議の件を採決します。

この表決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、決議案第1号議会のあり方調査特別委員会の設置に関する決議の件は、原案のとおり可決されました。

議会のあり方調査特別委員会の委員の選任については、総合条例第110条の規定により、議長が会議に諮って指名することになっております。

委員の指名のため、ここで暫時休憩をいたします。

午後 1時32分 休憩

午後 1時39分 再開

○議長（吉田敏男君） 再開をいたします。

委員の選任については、総合条例第110条第5項の規定によりまして、議席番号順にいきます。

熊澤芳潔君、榊原深雪君、多治見亮一君、木村明雄君、高道洋子君、高橋健一君、高橋秀樹君、井脇昌美君、以上8名でございます。

以上8名を指名したいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 異議なしと認めます。

したがって、議会のあり方調査特別委員会の委員はただいま指名をした8人を選任することに決定をいたしました。

ここで暫時休憩をいたします。

休憩中に正副委員長の互選をお願いをいたします。

午後 1時40分 休憩

午後 1時45分 再開

○議長（吉田敏男君） 休憩を閉じ、会議を再開をいたします。

諸般の報告をいたします。

ただいま議会のあり方調査特別委員会の正副委員長の互選が行われ、その結果の報告が手元にまいりましたので報告をいたします。

委員長に、井脇昌美君。

副委員長に、榊原深雪君。

以上のとおりです。

◎ 意見書案第1号

○議長（吉田敏男君） 追加日程第3 意見書案第1号北海道主要基幹農作物種子条例の制定に関する意見書の件を議題といたします。

本件につきましては、条例第65条第3項の規定により、提案理由の説明を省略をいたします。

これから、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、意見書案第1号北海道主要基幹農作物種子条例の制定に関する意見書の件を採決をします。

この表決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、意見書案第1号北海道主要基幹農作物種子条例の制定に関する意見書の件は、原案のとおり可決されました。

#### ◎ 請願第2号

○議長（吉田敏男君） 追加日程第4 請願第2号空き地及び空き家を適正に管理することの請願書の件を議題といたします。

ただいま議題となっております、請願第2号空き地及び空き家を適正に管理することの請願書の件は、総務産業常任委員会及び文教厚生常任委員会、それぞれに付託し、閉会中の審査にすることにしたいと思えます。

これに異議はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 異議なしと認めます。

したがって、請願第2号空き地及び空き家を適正に管理することの請願書の件は、総務産業常任委員会及び文教厚生常任委員会に付託し、閉会中の審査にすることに決定をいたしました。

#### ◎ 議員派遣の件

○議長（吉田敏男君） 追加日程第5 議員派遣の件を議題といたします。

本件について、お手元に配付のとおり議員を派遣したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 異議ないものと認めます。

したがって、議員派遣の件は、原案のとおり決定をいたしました。

#### ◎ 所管事務調査の延期

○議長（吉田敏男君） 追加日程第6 所管事務調査期限の延期についての件を議題といたします。

総務産業常任委員会及び文教厚生常任委員会に付託中の所管事務調査については、調査が終わらないので同委員会から次期定例会まで期限を延期されたいとの要求がありました。

お諮りをします。

委員会の要求のとおり、期限を延期することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 異議なしと認めます。

したがって、総務産業常任委員会及び文教厚生常任委員会に付託中の所管事務調査については、調査の期限を委員会の要求のとおり次期定例会まで延期することに決定をいたしました。

#### ◎ 閉会中の継続調査申出書の件

○議長（吉田敏男君） 追加日程第7 閉会中の継続調査申出書の件を議題といたします。

総務産業常任委員会、広報広聴常任委員会及び議会運営委員会の委員長から、条例第136条の規定によって、お手元に配付をいたしましたとおりに閉会中の継続調査の申し出があります。

ここで、お諮りをいたします。

委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査にすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 異議なしと認めます。

したがって、委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査にすることに決定をいたしました。

#### ◎ 閉会の議決

○議長(吉田敏男君) お諮りをいたします。

本定例会の会議に付された事件は、全て終了をいたしました。

したがって、総合条例第28条の規定によって本日で閉会をしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は、本日で閉会することに決定をいたしました。

#### ◎ 閉会宣告

○議長(吉田敏男君) これで本日の会議を閉じます。

平成30年第2回足寄町議会定例会を閉会をいたします。

午後 1時50分 閉会